

懲戒処分について

1. 被処分者・処分内容

企画・総務部 専任職員 30歳代 男性
懲戒免職（2026年3月4日付）

2. 処分理由

大阪経済大学後援会（学生の保護者を会員とする組織）等の資金を横領し、私的に費消したため。

3. 事案の概要

本事案は、2026年2月2日（月）に総務課小口現金の月次処理を行った際、現金の紛失が判明し、併せて後援会のキャッシュカードおよび小口現金の紛失も確認されたものです。

大学では、ただちに学外の弁護士2名を含む調査委員会を立ち上げて調査を実施し、その結果、2025年6月から2026年1月にかけて約4,200万円が横領されたことが判明いたしました。なお、後援会が行う学生への支援事業は滞りなく行われ、影響はありませんでした。

4. 事案への対応

流出した金銭については全額回収を原則とし、当該職員に返還を求めてまいります。

また、大学は後援会に対し、被害金銭を資産運用収入から補償をする方針です。警察とも協議を継続しており、厳正に対処してまいります。

5. 再発防止策

複数部署にまたがる大学の経理処理とは異なり、後援会の経理処理は、起票から出納に至る一連の処理および通帳、印鑑、キャッシュカードの保管を同一担当者が行っていたこと、さらに、月次締めや期中監査が実施されていなかったことが要因です。

今後は職員の教育を徹底し、管理責任者の承認手続き、キャッシュカード等の保管方法を見直すとともに、月次締め、期中監査の実施を通じ、再発防止に努めます。

6. その他の対応

本件を受けて、理事長および担当役員は役員報酬の一部（報酬月額額の30～10%）を自主返納いたします。

以上